

民間金融機関を通じた資金繰り支援

1 新型コロナウイルス感染症対応資金の創設（総額2,180億円）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた中小企業者の資金繰りをさらに支援するため、国の緊急経済対策により、県制度融資を活用した3年間の実質無利子や保証料ゼロの融資を、民間金融機関（地銀、信金等）を通じ、過去最大規模で実施します。

県制度融資も含めた保証付きの既往債務の借換も3年間の実質無利子や保証料ゼロの対象となります。

なお、国の助成を活用しているため、令和2年度補正予算成立後に取扱いを開始しますが、事前の相談は4月27日（月）から金融機関及び県の「中小企業金融相談窓口」で受け付けます。

融資条件

(1) 対象者

新型コロナウイルスの感染拡大による影響で売上高が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた中小企業者

<保証概要>

○セーフティネット4号	・全都道府県が指定	・売上高▲20%以上が対象
○セーフティネット5号	・全国738業種（4月10日現在）	・売上高▲5%以上が対象
○危機関連保証	・地域及び業種によらない	・売上高▲15%以上が対象

(2) 融資限度額

3,000万円

(3) 資金用途

運転資金・設備資金・借換資金

(4) 融資期間

10年以内（うち据置期間5年以内）

(5) 融資利率

一定の要件を満たした場合、3年間無利子

3年以内 年1.15%

3年超5年以内 年1.35%

5年超7年以内 年1.55%

7年超10年以内 年1.75%

(6) 信用保証

一定の要件を満たした場合、保証料ゼロ

(7) 取扱期間

令和2年5月1日（予定）から令和2年12月31日まで（※）

(※)・取扱い開始日は国の令和2年度補正予算の成立時期により変更となる場合があります。

・令和2年12月31日までに保証申込みを受け付けたもので、かつ令和3年1月31日までに融資実行されたものを対象とする。

利子補給条件

- (1) 補給対象 本制度融資を受けた者のうち、下記に該当する者
＜売上高等減少＞
○個人事業主（事業性のあるリース含み、小規模に限る）▲5%以上
○小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上
- (2) 補給期間 3年間（補給率100%）

保証料減免条件

- (1) 減免対象 本制度融資を受けた者のうち、下記に該当する者
＜売上高等減少＞
①個人事業主（事業性のあるリース含み、小規模に限る）▲5%以上
②小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上
③小・中規模事業者（上記を除く）▲5%以上
- (2) 減免内容
(1)①及び②の方・・・保証料負担ゼロ
(1)③の方・・・保証料1/2

申込先(取扱金融機関)

〔 4月27日(月)～相談受付開始
5月1日(金)～取扱開始予定 〕

第四銀行、北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北越後農協、越後中央農協、越後ながおか農協、柏崎農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協、みなみ魚沼農協、越後さんとう農協、にいがた南蒲農協の県内営業店

- ※ 融資については取扱金融機関及び新潟県信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても融資が行えない場合があります。
※ 次の方はご利用になれません。
・ 県税を滞納している方 ・ 金融機関から取引停止の処分を受けている方
・ 新潟県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方 など

新潟県「中小企業金融相談窓口」
(産業労働部 創業・経営支援課 金融係)
TEL:025-285-6887
時間:8:30～17:30

本件についてのお問合せ先
新潟県産業労働部 創業・経営支援課
福原、石山
TEL025-280-5240 FAX025-285-3783

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策まとめ 《全国版》

給付	コロナの影響で売り上げが前年同月比で50%以上減少	①持続化給付金	医療法人200万円 個人事業者100万円	中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183
	従業員に休んでもらう場合	②雇用調整助成金の特例措置	解雇等を行わない場合、中小企業は休業手当の9/10助成	厚生労働省コールセンター 0120-60-3999
	従業員に子どもがいる場合	③小学校休業等対応助成金	小学校等が臨時休業した場合、年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた時、休暇中に支払った賃金相当額を支給（日額上限8,330円）	厚生労働省コールセンター 0120-60-3999
貸付	資金繰りのため融資を受けたい	④新型コロナウイルス感染症特別貸付 ⑤特別利子補給制度	売上高が前年又は前々年同月より5%以上減少 限度額3億円（無担保・実質無利子）	日本公庫 0120-154-505
		⑥福祉医療貸付事業	独立行政法人福祉医療機構による無担保・無利子での長期運転資金の融資 融資限度額4000万円（診療所）	東京本部03-3438-9940 大阪支店06-6252-0219
		⑦セーフティーネット保証4号・5号 ⑧危機関連保証 ⑨信用保証付融資における保証料・利子減免	信用保証枠を大幅拡充 保証料・利子を減免（最大ゼロ金利）	取引のある金融機関 最寄りの信用保証協会
猶予	納税が困難	⑩納税猶予・納付期限の延長 ⑪固定資産税等の軽減 ⑫欠損金の繰り戻し還付	収入が20%以上減少した場合 無担保+延滞税なしで1年間納税猶予 固定資産税は軽減措置	各地域の税務署
	社会保険料の支払いが困難	⑬⑭健康保険料や厚生年金保険料が猶予	事業の休止や著しい損失があった場合に納付が猶予	健康保険協会又は組合 日本年金機構